

NRS株式会社
代表取締役社長
田中 弘人



当社のサステナビリティ経営は、企業理念である『小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを』に基づく行動目標・行動規範より行っております。

そこには、企業の成長と同時に人を育てることが最重要課題であるとともに、環境問題への取り組み、企業統治への対応が必要という認識があります。

全ての社員が仕事にやりがいを感じ、顧客からの高評価を得られる好循環な企業体系を構築、継続すること。

安全・安心・高品質な物流サービスを提供していくことが全てのステークホルダーから信頼を得るすべだと考えております。

企業理念 「小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを」

物流は「製造」と「消費」をつなぐきわめて重要な役割を持ち、産業の基幹をなしています。化学製品は自動車、家電、IT、医療、食品、エネルギー等、人類社会の豊かな生活に不可欠なものです。一方でその原料の化学品は、「燃える」「爆発する」「毒性が強い」など非常に危険な性質を持っています。この化学品の物流にもっとも重要なもの、それは「安全」、そして「法の遵守」です。安全と法令順守、このことを基本に据えて、高品質・高効率な物流サービスを提供することが化学品の総合物流事業者であるNRSグループの使命であります。NRSグループの従業員は日ごろから自己研鑽に努め、自立的、自発的な行動のもと、顧客の要求に的確、且つ迅速にこたえられる高い品質と規模を備えた会社をつくりあげる。そのことによって顧客、取引先と社会に貢献し、広く支持されることを目指したいと思えます。

従業員が誇りをもって仕事をする。そして物心両面で幸せを感じられる会社。まさしく「小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを」という創業の理念に到達できると信じるものです。



NRSグループのビジョン

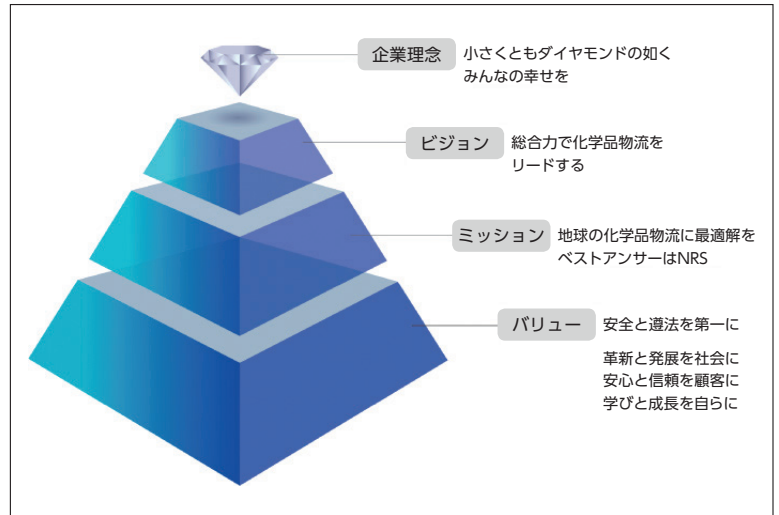
NRSグループ理念体系の明確化

当社は企業理念に基づき企業活動を展開しておりますが、ビジョン・ミッション・バリューとの結び付きをさらに明確化し、体系図に集約いたしました。

「ビジョン」は企業理念に基づく経営目標・将来のあるべき姿を、「ミッション」は当社の存在意義として何をすべきか、何を成し遂げるべきか、社会へどのような価値を提供するのかを、そして「バリュー」はこれらを実現するための行動方針・指針をそれぞれ示したものです。

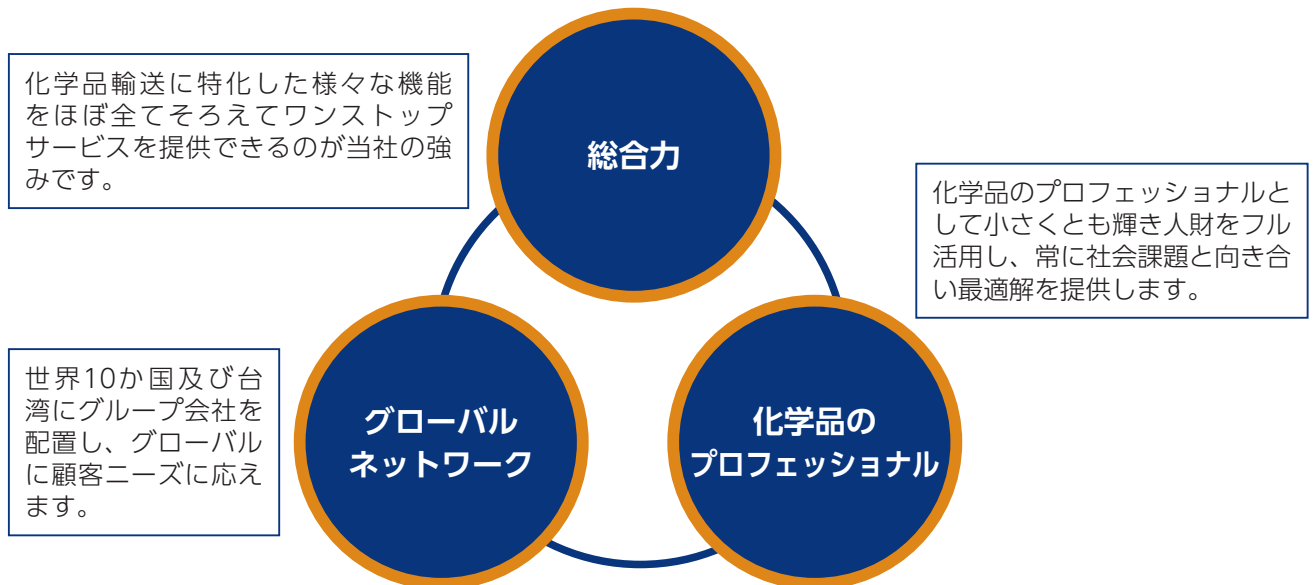
これらを明確にすることで、より効率的な組織運営及びブランドイメージの醸成を通じてサステナビリティを実現してまいります。

NRSグループ理念体系



NRSグループの強み

新型コロナウイルス感染拡大、ウクライナ情勢を機に、サプライチェーンの重要性が再認識されています。当社グループでは、安全と法の遵守を基本に据えて、「総合力」、「グローバルネットワーク」、「化学品のプロフェッショナル」の強みを今後も強化し、高付加価値なサービスを追求します。



1940~	<p>1946年 戦災タンク貨車の復旧による石油化学品の輸送販売を目的として「日本陸運産業株式会社」設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日陸輸送株式会社、日陸倉庫株式会社設立 <p>京葉工業地帯の石油コンビナートに大規模な危険物倉庫を開設。タンクローリー輸送事業、関西地区のタンクヤードとともに化学品業界の発展に貢献</p>
1980~	<p>安全で高効率なISOタンクコンテナの国内運用の道を開く</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高石ケミカル株式会社設立。通関事業開始。 ■タンクコンテナ事業開始、海上タンクコンテナ事業部門開設 <p>当時日本で国内運用が認められていなかった国際輸送用ISOタンクコンテナに注目。最大積載量24tに対応した車両を車両メーカーと共同で開発。消防関係規則の緩和を当時の政府に強く働きかけ、輸出入貨物限定で24t ISOタンクコンテナの国内通行許可を取得。さらに働きかけを続け、1999年には最大積載量が30.48tへ緩和、2004年には"輸出入貨物限定"条件が撤廃され、効率的で省資源な物流に貢献。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日本での輸出入の増加に伴ってトレーラーの横転事故が全国で多発。車両メーカーに共同開発を持ちかけ「横転抑止装置付海上タンクコンテナ積載専用シャーシ」を開発し、翌年当社の全事業所に配備した。 ■米国・ニューヨークに現地法人NRS America Inc.設立 [現NRS LOGISTICS AMERICA INC.] ■英国インターフロー（タンクコンテナシステム）社を買収し、NVO事業を開始 [現NRSオーシャンロジスティクスリミテッド] ■IBCのレンタル・販売開始 ■シンガポールに現地法人NRS Singapore Pte. Ltd.設立 [現NRS LOGISTICS SINGAPORE PTE. LTD.]
2000~	<p>中国交通部の要請で本格的な危険物倉庫を開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中国・上海に合併会社上海日陸外聯発物流有限公司設立 ■無機シアン化合物またはフッ化水素若しくはこれを含有する製剤の運搬については、輸送数量が10kl以下に制限されていたが、当社が事務局を務める日本危険物コンテナ協会を通じて、長年にわたり熱心に関係省庁に働きかけたことにより、IMO基準にISOタンクコンテナであれば容量の制限なく運搬が可能となり、当社が最初に無水フッ化水素の国内輸送を手がけた。 ■中国・上海に保税危険物倉庫開設 <p>当時、中国の危険物倉庫は小屋のような建物に消火器がある程度のものであった。中国交通部が危険物物流の視察に来日した際に対応していた縁で、上海での危険物倉庫運営の要請があり、上海港に保税危険物倉庫を開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■航空貨物輸送事業部門開設 <p>2008年 社名を「株式会社日陸」に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■医薬品、医薬部外品、化粧品品の製造業（包装・表示・保管）許可取得 ■IATA貨物代理店認可取得 ■IT点呼の考案 <p>乗務員の健康管理と安全確保の基盤となる点呼は、深夜、早朝に行われることが多く、運輸事業者の間では大きな経済的、人的負担となっていた。そこでITを活用したIT点呼を考案し、国土交通省で認可を得て、安全運行と業務改善の向上に繋げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■東京税関より認定通関業者（AEO制度*）認定を国内第1号として取得 ■環境ISO14001認証取得
2010~	<p>日本で培った安全品質物流のノウハウを展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■韓国・ソウルに現地法人NRS LOGISTICS KOREA CORPORATION設立 [現NRS LOGISTICS KOREA CO., LTD.] ■タイ国・バンコクに現地法人NRS Logistics (Thailand) Co., Ltd.設立 [現NRS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.] ■台湾・台北市に台湾支店開設 ■NRS Logistics Vietnam Co., Ltd.設立 ■東京税関より特定保税承認者（AEO制度*）の承認取得 ■ベトナムに現地法人NRS Raiza Logistics Vietnam, JSC.設立 <p>同国初 日本品質の危険物倉庫を開設へ</p>
2020~	<p>2022年 社名を「NRS株式会社」に変更</p> <p>2023年 熊本支店開設</p> <p>米国・アリゾナに総合物流拠点設立</p> <p>2024年 台湾日陸物流股份有限公司営業開始</p>



輸送事業



倉庫事業



タンクヤード事業



コンテナ事業



フォワーディング事業



IT点呼の様子



ベトナム初 日本品質の危険物倉庫

*AEO制度：貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度



NRSグループの目指すサステナビリティ

持続可能な社会創出（サステナビリティ）に対する考え方

NRSグループは化学品・危険物物流のリーディングカンパニーとして、地域や環境への負荷を軽減する事業活動を徹底しています。

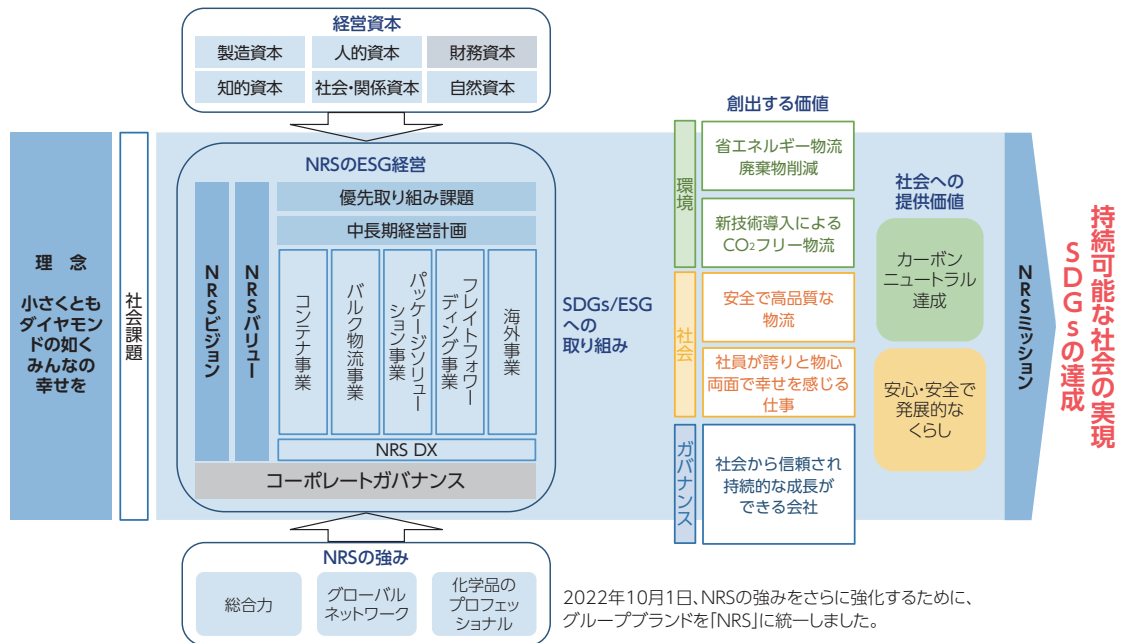
これからもSDGs/ESGに配慮した企業活動を継続し、持続可能な社会の創出に貢献します。



NRSグループのサステナビリティロードマップ

企業理念を頂点とするグループ理念体系を明確にしました。

企業理念及びグループのビジョン・ミッション・バリューをグループ全従業員が自覚し、当社の強みと経営資本をフル活用し、持続可能な社会の実現へ邁進します。



NRSグループの目指すサステナビリティ

SDGs達成（2030年）に向けたNRSグループの重要課題（マテリアリティ）



CO₂排出の削減

変動要因はGHG（主にCO₂）であり、その主要発生源は化石燃料と電力です。燃料については脱化石系への切り替えを使命とし、水素・EV・バイオマス等への代替を進めます。電力については太陽光発電の取り込みや電力購入先の再生可能系への転換を計画的に進めます。また、省エネルギー・省資源化への取り組みは日常作業として定着に努めます。

コンプライアンスの徹底

関係法令の遵守はもとより、社内規程や作業マニュアルに至る全てのルールの遵守を徹底しています。コンプライアンス委員会を通じて法令の遵守状況を確認し、管理監督及び必要に応じた是正を進めています。

多様性の尊重と働きやすい職場づくり

少子高齢化の中で優秀な人財を確保・育成し、成長し続ける企業であるために、外国籍人財の積極的な採用や定年制度の延長など多様性の尊重（ダイバーシティ）を推進しています。また、組織の活力である社員が十分に能力を発揮できるように、ワークライフバランスを重視した制度の拡充や、多彩な教育研修の計画と実施を進め、安全で働きがいのある職場づくり（ディセントワーク）に取り組んでいます。

安全で高品質な物流の提供

化学品は社会の発展に大きく寄与します。しかし、大気・水質・土壌等環境への悪影響や大規模災害に繋がるリスクの考慮が欠かせず、取り扱いには専門的な知識・技能や経験が必要となります。NRSグループでは、化学品物流のプロフェッショナルとして安全で高品質な物流を提供するために積極的な人財育成、物流荷役設備の整備・予防保全、DXのさらなる推進に取り組んでいます。



NRSグループの目指すサステナビリティ

活動トピックス：NRSグループ人権方針

NRSグループは、「小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを」の企業理念のもと、「総合力で化学品物流をリードする」ことをビジョン（経営目標）と位置付けています。人権尊重は、これらの実現に不可欠な要素の一つです。

そして、持続可能な社会の実現に貢献するためには、私たちの企業活動から影響を受ける全ての人々の人権が尊重されなければならないことを理解しています。

私たちは、人権尊重の責任を果たすことを目的として、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「NRSグループ人権方針」（以下、「本方針」）をここに定めます。

1. 人権に関する基本的な考え方

私たちは、「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）及び「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」に加え、「OECD多国籍企業行動方針」等の人権に関する国際規範を支持・尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って企業活動を推進していきます。

2. 適用範囲

本方針は、NRSグループの全ての役員と従業員に適用します。また、NRSグループの全てのビジネスパートナーに対しても、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権尊重の実施

私たちは、企業活動に関連する以下の人権課題への取り組みが、人権尊重の責任を果たすための重要な要素であると認識しています。

多様性の尊重

私たちは、文化・民族・世代・慣習等の異なる多様な価値観を持つ人材を受け入れ、それぞれの個性・資質・能力を最大限に発揮できる機会の提供に取り組めます。

差別・ハラスメントの禁止

私たちは、年齢、人種、信条、肌の色、性、性的指向、性自認、性表現、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地などによるあらゆる差別を禁止します。また、身体的、精神的などあらゆる形式を問わず、相手が不快と感じる言動によるハラスメントの撲滅を徹底し、個人の尊厳を尊重します。

公正かつ安全・健康な労働条件の提供

私たちは、従業員への賃金の支払い及び労働時間について、各国・地域で適用される労働関連の法令を遵守するとともに、安全で健康に配慮した労働環境を確保します。

プライバシーの尊重・保護

私たちは、個人のプライバシーを尊重し、保護します。個人情報の取扱いに際しては、関連法規を遵守し、適切に対応することで、情報の紛失や漏えいを防止します。

結社の自由と団体交渉権の尊重

私たちは、従業員の結社の自由・団体交渉の権利を尊重します。

表現・言論の自由の尊重

私たちは、あらゆる人の表現・言論に対し、規制や検閲をされることなく表明する権利を尊重します。

強制労働・児童労働及び人身取引の禁止

私たちは、あらゆる強制労働や児童労働、人身取引を禁止します。

地域社会との調和

私たちは、地域住民の人権に配慮し、企業活動を進めていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを実施します。具体的には、人権リスクを評価し、特定した人権侵害の防止及び軽減を図ります。

5. 救済

私たちの企業活動が人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を通して是正・救済に取り組めます。

6. 教育・研修

私たちは、本方針が企業活動全体に定着するように、NRSグループの全ての役員・従業員に対して十分な理解を得るための教育・研修を実施します。

7. 対話・協議

私たちは、人権への負の影響について、影響を受ける方々の視点から理解することが重要であると認識しています。そのため、ステークホルダーの皆さまと対話・協議を継続的に実施することで人権尊重の取り組みを進めてまいります。

8. 責任者

私たちは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9. 通報・窓口

私たちは、NRSグループの従業員及び外部ステークホルダーが人権に関する懸念事項について通報できるシステムを設け、その実効性向上に努めます。通報においては、機密保持と個人情報保護を行う一方、通報を理由とする通報者の不利益な取り扱いはいりません。

10. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みに関する情報をウェブサイト等で適時・適切に開示します。

11. 適用法令

私たちは、企業活動を行う各国・地域で適用される全ての法令を遵守します。ただし、各国や地域の法令の要求内容が、国際的に認められた人権の基準と異なる場合は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

本方針は、NRS株式会社の取締役会において決議されています。

2024年8月1日
NRS株式会社

